

令和元年6月 改訂版

自治会・町内会

個人情報 取扱いの手引き

～ 会員情報の適切な利用に向けて ～



所沢市自治連合会・所沢市



この手引書について

平成 17 年 4 月に施行された「個人情報保護法」が改正され、平成 29 年 5 月 30 日からすべての事業者に「個人情報保護法」が適用されることとなりました。会員名簿や地図の作成などに当たりましては、個人情報の取扱いに苦慮している自治会・町内会も多いことと思います。

本書では、自治会・町内会が個人情報を取扱う上での考え方や整理しておく点などについて、「個人情報保護法」で定められた取扱い方法を基本にまとめています。

(改正) 個人情報保護法の施行

今までは法律の適用がありませんでした

個人情報保護法と自治会・町内会

多くの個人情報を扱う自治会・町内会としても、個人情報に対する過剰反応も聞かれる中、正しい理解と適正な取扱いが求められています。

⇒P 1

「個人情報取扱規則」の作成

会員に情報使用の同意を得よう。

① 個人情報の取得

取得する情報の内容や、取得の際にすべきこと・してはいけないこと等について、いくつかの注意点があります。

⇒P 5

② 個人情報の管理

個人情報は貴重品と同様と考え、保管や破棄についてなど、適正な管理方法が必要になります。

⇒P 7

③ 個人情報の利用・提供

緊急時を除き、あらかじめ情報の提供先や使用目的を決め、それに則した利用が基本です。

⇒P 8

自治会・町内会で話し合って決めよう。

自治会・町内会の規約に載せる

個人情報の取扱い方が明確になり、住民の自治会・町内会に対する信頼と、取扱う側の安心につながります。



1. 個人情報保護法と自治会・町内会	1
2. 個人情報取扱方法の作成	3
「個人情報取扱規則」作成のポイント	4
①個人情報の取得	5
②管理の方法	7
③利用・提供する場合	8
資料集	9
個人情報Q & A	10
「個人情報取扱規則」参考例	13

1. 個人情報保護法と自治会・町内会

◆個人情報保護法って？

「個人情報保護法」は、個人の権利と利益を保護することを目的に制定され、平成17年4月1日に施行されました。

この法律の対象は、5,000人以上の個人情報を有する事業者でしたが、平成29年5月30日に改正法が施行され、個人情報を紙面やパソコンで名簿化して事業に活用している全ての事業者に適用されることとなりました。そのため、自治会・町内会等の非営利組織であってもこの事業者に該当することとなりました。

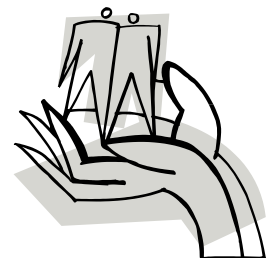
各事業者は、この法律を基本とし、それぞれの分野の実情に応じて定められた法律、条例、ガイドライン等（以下、保護法等）の適用を受け、適切に個人情報を取扱う義務があります。



◆自治会・町内会との関係は？

改正法が全面施行された場合であっても、自治会名簿の作成などが禁止されることはありません。

改正法が全面施行され、今まで、個人情報取扱業者に該当しなかった自治会・町内会であっても、個人情報を紙面やパソコンで名簿化して事業に活用している場合は、個人情報保護法の適用対象となるよう変更されました。



※従来から個人情報を適切に取り扱っていれば、大きな負担とはなりません。法改正に伴い、今後は法の適用対象となることから、注意すべき点をまとめました。

◆自治会・町内会における情報の取扱いは？

自治会・町内会が会員の氏名や住所・電話番号などの個人情報を持つことは、活動する上で不可欠です。

前述のように、自治会・町内会も個人情報保護法の対象となる事業者となりましたので、個人情報保護法に基づき、自治会・町内会が保有する個人情報を適正に取り扱うことが求められています。



自治会・町内会においても大切な情報を守るため、正しい管理に努めましょう。

自治会・町内会が個人情報を利用する活動の事例

「個人情報取扱規則」作成等の参考にしてください。

- 自治会・町内会名簿、地図作成
- 会費請求、管理、その他文書発送
- 入学祝、敬老祝贈呈
- 日常的な高齢者見守り活動
(独居老人への声かけ、外出支援等)
など

2. 個人情報取扱方法の作成

管理の方法をきちんと決める場合は、**自治会・町内会規約に盛り込むか、詳細について「個人情報取扱規則」として文書にまとめる方法**があります。

自治会・町内会で管理方法等を決めておくと、名簿作成や、情報を取得する際も、会員の理解が得られ、スムーズな対応が行えます。

取扱方法を直接規約に盛り込む場合は、7 ページの例を参考にしてください。個人情報の取扱いを規約に盛り込んだ上、別文書として具体的内容を決める場合は、おおむね下記のような手順となります。



① 自治会・町内会規約の改正

⇒ 規約に追加する場合は、規約改正が必要になります。文言の追加は、本文・附則のどちらでもかまいません。規約の改正には総会の議決が必要です。

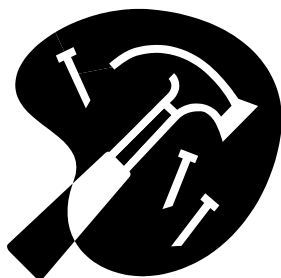
《文言追加例》

(個人情報保護の取扱い)

第〇条 本会が自治会活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

※ 規約に委任規定（その他必要な事項は、会長が別に定める 等）が設けられている場合は、規約改正を行わずに「個人情報取扱規則」を作成することも可能です。

② 「個人情報取扱規則」の作成



⇒ ここで、取扱いに関する詳細を決めます。

※ 個人情報を管理する方法を定めた「個人情報取扱規則」作成のポイントを次ページより示しています。13・14ページに実際の参考例を掲載していますので参考にしてください。詳細については各自治会・町内会で実情に合わせて決めてください。

■「個人情報取扱規則」の作成ポイント

「個人情報取扱規則」を作る場合は、次にあげる3つの項目の取り決めが必要です。ポイントをもとに、具体的内容を決めましょう。

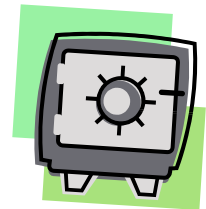
①個人情報の取得 ⇒5ページ

取得する情報の内容を決めておきます。
取得の際に「すべきこと」「してはならないこと」に注意します。



②管理の方法 ⇒7ページ

情報の安全な管理の仕方を決めておきます。
なるべくわかりやすい文書にしておきましょう。



③利用・提供する場合 ⇒8ページ

情報の提供先（第三者）を決めておきます。
このとき、会員が提供に同意していることが必要です。



「個人情報取扱規則」はいつまでに作ればいいのか？
どうしても作らなければいけないのか？

答： 取組みの方法は自治会・町内会で決めましょう。

「個人情報取扱規則」の作成は義務付けられているものではありません。しかし「個人情報取扱規則」を作成しておけば、自治会・町内会での個人情報の管理方法が明確になり、会員の理解と安心を得ることができます。自治会・町内会でぜひご検討ください。

①個人情報の取得

会員から情報を取得するときは、氏名、住所、生年月日、電話番号などから、自治会・町内会活動に必要な最低限の情報に止めます。その際、「すべきこと」と「してはならないこと」の二つに注意します。

取得した個人情報をどのように利用するのか、その内容・利用目的・提供先などをあらかじめ自治会・町内会で決めて、会員に知らせておくことが必要です。

すべきこと

●取得する情報は必要最低限に

やみくもに情報を集めるのではなく、「地図を作るから住所が必要」、「入学祝、敬老会のために生年月日が必要」など、会員に説明が付く必要最低限の情報にする。

(必要以上に情報を取得すると、目的外の使用につながり、会員に不信感を与える恐れも考えられます。)



●利用目的・提供先などを本人に知らせる

個人情報を集める時は「会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」など、利用目的を明示する必要があります。

会員に知らせる内容

1) 自治会・町内会でどのような情報を持っているか

…氏名、住所、電話番号、生年月日 など

2) どのように利用しているのか

★個人情報利用活動の事例（2ページ参照）

3) 提供先は

…行政、地区連合会、学校 など

4) 提供の目的は

…自治会・町内会活動の推進のため など



してはならないこと

●宗教・政治・本籍地にかかわる情報をもらう

通常の自治会・町内会活動を行う上では、取得する必要はありません。

さらに、これらの情報は、第三者に知られた時の影響が大きく、その人の生活が一変してしまう可能性まであります。繰り返しになりますが、個人情報を利用目的を明らかにして、必要最低限に止めてください。

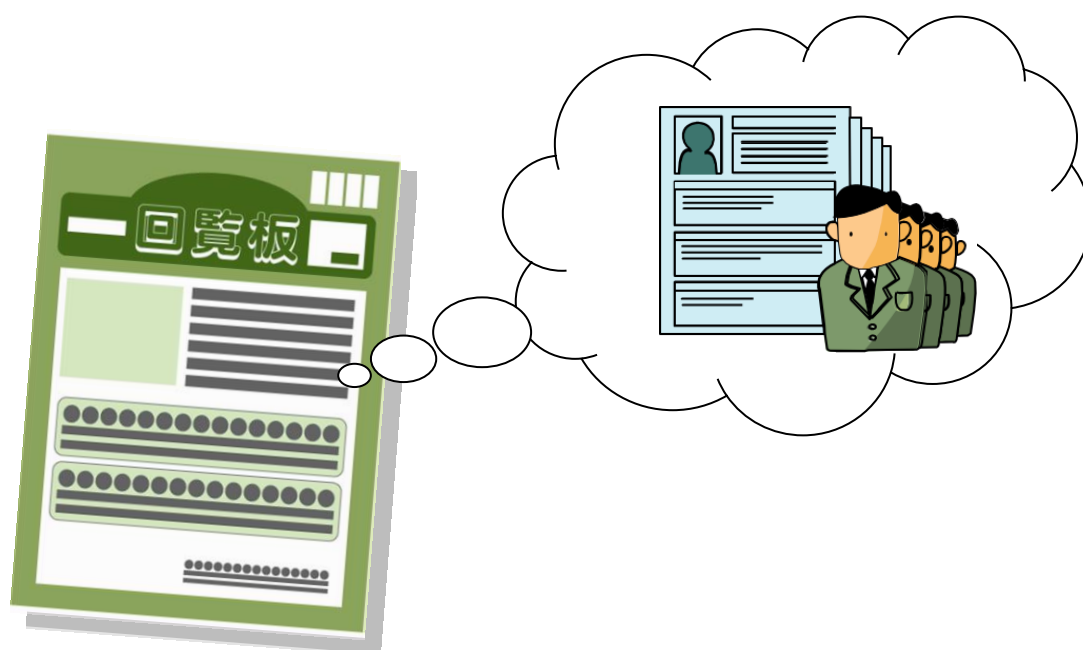
●情報提供の強要

本人が情報提供を拒否すれば調整しがたいのが現状です。決して強要するのではなく、利用目的を説明して理解（同意）を得るようにしましょう。

以上の内容を「個人情報取扱規則」などに定めて、総会資料や回覧などで年1回は周知するように努めましょう。

新会員には加入時に提示し、同意を得た上で個人情報を取得するようにします。

すでに取得している会員から同意を得るには、回覧や総会などを通して会員に通知し、理解を得ることが必要です。本人から確認依頼があった時に備えて情報を整理しておきましょう。



②管理の方法

大切な会員の情報は適正に管理しましょう。

自治会・町内会であらかじめ、会員情報を保管する人を決めておくことや、不要となった情報を廃棄する時期も決めておきます。個人情報には貴重品と同様の意識で、盗難・紛失などがないように気をつけて保管しましょう。



名簿等個人情報の具体的な管理・保管方法等は話し合いで決定し、決まったルールは文書にして情報を共有しましょう。

【参考】自治会・町内会の会則に盛り込む場合

第〇条

本会が自治会・町内会活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、次のとおり適正に運用するものとする。

(1) 個人情報の取扱い方法は、総会資料、または回覧で会員に周知する。

(2) 個人情報とは、自治会・町内会に提出された次の事項を記したものとする。

- ・氏名（家族、同居人を含む）・生年月日・性別・住所・電話番号
- ・通学校先・その他、必要とするもので同意を得た個人に関する事項

(3) 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行う。

ア 会費請求、管理、その他文書の送付

イ 自治会・町内会員名簿の作成及び地図の作成

(4) 個人情報は会長または会長が指定する役員が鍵のかかる場所に保管し、適正に管理する。

(5) 不要となった個人情報は、会長立会いのもと、適正かつ速やかに廃棄する。

(6) 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意なしに第三者に提供しない。

ア 法令等に基づく場合

イ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

ウ その他、町内会であらかじめ決めた提供先

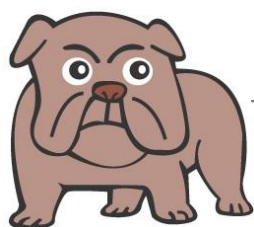
③利用・提供する場合

自治会・町内会の情報を行政や地区連合会、学校などの第三者に提供する場合は、あらかじめ決められた利用目的の範囲内で活用しましょう。



想定した利用目的以外に情報を活用したい場合は、改めて本人から同意を得る必要があります。しかし、下記のような特別な場合においては本人の同意を得る必要はありません。

特別な場合とは・・・○個人の生命などを守るため
○緊急かつやむを得ないとき など



孤立死等の問題も報道されるようになってきています。
個人情報適切に使いましょう。

作成した「個人情報取扱規則」等で、本人に対して利用目的を事前に知らせた（通知した）うえで取得した個人情報は、「同意を得た」こととなります。同意を得るための最も簡単な方法として、「どのような場合にどんな相手に提供するか」について、明記しておくことが大切です。



自治会・町内会の総会議案書に会員名簿を添付しているが、これは管理上問題ないものか？

答：総会議案書に添付することに問題はありません。

しかし、あらかじめ情報を利用する旨を通知しておくとい良いでしょう。また、総会資料に「個人情報取扱規則」を添付することも周知になります。

名簿を作成して、総会資料などに添付する時は、名簿の欄外に盗難や紛失、転売したりしないように注意書きをして、会員に対しても情報保護を呼びかけるとい良いでしょう。

資料集



●個人情報Q & A	P 10
●個人情報取扱方法 参考例	P 13

個人情報 Q & A



Q1

行事の参加案内をするとき、申込み一覧表に名前を記入してもらっていますが、情報保護の観点から問題はありませんか。

A1

本人が他人に見られるのを承知で記載していると思われるので、問題はありません。

ただし、他人に知られたくないと思われるような場合は、名前記入ではなく担当者への電話連絡にするなど、申込み方法に工夫をしましょう。

Q2

自主防災対策などで、地区連合会から名簿提出の依頼がありました。地区連合会に自治会・町内会名簿を提供することは問題ありませんか。

A2

地区連合会は、地域での活動の上で大きな役割を担っており、単位町内会との関わりも多くなっています。

自治会・町内会で、あらかじめ地区連合会に名簿を提供することを定めて、それを会員に通知することで、問題なく提供することが出来ます。

また、地区連合会でも個人情報の取扱い方法を決めることも必要です。

★「個人情報取扱規則」(例) 参照 ⇒ 13・14 ページ



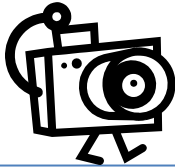
Q3

自治会・町内会の広報紙に名前をフルネームで掲載し、写真も載せています。会員以外の目に触れることは少ないと思いますが、問題はありますか。

A3

特定の個人が識別できる写真も、個人情報に該当します。

取材を行う時に、本人から写真掲載についての同意を得るとよいでしょう。



集合写真等を撮る場合も「広報紙に載せる写真を撮ります」など、事前に目的を伝えて、皆さんの同意を得るようにしましょう。

Q4

マンション管理組合で防犯カメラを設置し、画像を録画することを考えていますが、気をつけることはありますか。



A4

住民の皆さんの合意が必要です。

防犯カメラについては、その効果について認識されている一方、個人情報やプライバシー侵害等の面で不安を感じる方もいます。カメラ設置の必要性や利用の目的・管理方法等について、住民の皆さんで話し合い、合意形成を図りましょう。

Q5

自治会・町内会の総会資料に載った会員名簿が悪用された場合責任の所在はどこになりますか。



A5

情報を漏らした本人の責任になります。

情報の内容によりますが、情報が漏れた場合や、名簿を第三者に悪意を持って渡した場合、それにより名簿に記載されている人に損害が生じた時は、情報を漏らした人に民法上、慰謝料支払いの責任が生じることがあります。

会員にも個人としての情報保護義務を周知しましょう。

Q6

個人情報保護法の施行により、会員の過剰な反応で情報の取得・利用に対する抵抗感が強く、自治会・町内会活動に支障をきたしている状況です。どう対処したらいいのでしょうか。



A6

個人情報保護法は個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るものです。自治会・町内会で個人情報を適正に管理・運営していることを周知して、会員の理解を得るようにしましょう。災害時は支援・救護活動に必要な情報となること、それが命や財産を守ることを理解してもらうことも大切です。

- その他ご質問がありましたら、市役所地域づくり推進課または所沢市自治連合会事務局までお問い合わせください。

連絡先（共通）

〒359-8501

所沢市並木一丁目1番地の1 所沢市役所地域づくり推進課
電話（04）2998-9083（直通）



【参考例】

〇〇自治会 個人情報取扱規則

(令和〇〇年〇月総会議決)

(目的)

第1条 この取扱規則は、個人情報が慎重に取り扱われるべきものであることに基づき、本会が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることによって、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱規則を、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会は、会長が「自治会加入届」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、援護の要否、緊急時連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とする。

(利用)

第5条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費請求、管理、その他文書の送付など
- (2) 自治会員名簿の作成及び地図の作成
- (3) 入学祝、敬老祝等の対象者の把握
- (4) 災害時における要援護者の支援活動

(管理)

第6条 個人情報、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、会長立会いの下で、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供)

第7条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(5) 個人情報のうち役員に関するものについては、自治体、自治連合会、地区連合会、これらに準じる公共目的の団体・学校が、自治会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

附 則

この規程は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。

◆この「個人情報取扱規則」は、あくまで参考例です。

各自治会・町内会の活動内容や実情に応じて、

- 取得する情報の範囲
- 情報を利用する目的
- 管理方法、廃棄する時期
- 情報の提供先

などをどう定めるか、みんなで話し合って決定しましょう。

×毛欄

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dotted lines for text entry.



自治会・町内会
個人情報取扱いの手引き
～ 会員の情報を適切に管理するために ～

所沢市自治連合会
所沢市役所地域づくり推進課
共同作成（令和元年6月）

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1
☎ (04)2998-9083 / Fax (04)2998-9491
E-mail: a9083@city.tokorozawa.saitama.jp
